

# 一般社団法人日本花資格協会 利用規約

本規約は、「一般社団法人日本花資格協会」のご利用にあたり、ご理解いただきたい大切な項目を説明しております。あらかじめ熟読、ご同意のうえ、下記の手続きに従ってご契約をいただけますようお願いいたします。全文を必ず熟読し、ご契約手続きをお願い致します。入会時の契約の支払いには、コース代金をいただきます。コース代金は加盟校へお支払いとなり、お支払い方法や支払い回数は加盟校により異なり、加盟校にご確認下さい。加盟校支払いに関する事項は当協会は一切関与せず、トラブルが生じた際の一切の責任を当協会では負いません。別途試験料金・合格証明書発行料金・事務手数料料金はコース修了後に当協会が指定する銀行口座へ受講生がお振込頂きます。また、当協会の銀行振込における手数料は受講生が負担するものとします。※本規約における表記…○項：「1.」、「2.」等の項番を指します。○号：「(1)」、「(2)」等の( )内の番号を指します。本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。名称の略称や説明は別途利用規約と同じです。

第1条 (定義) 本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。

1. 「当協会」とは、一般社団法人日本花資格協会をいいます。入会金・年会費は無料です。
2. 「加盟校」とは、当協会が指定した一定の試験及び加盟校入会審査通過、「加盟校入会審査及び利用規約」を通過をした指導者であり、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースが受講できる自宅サロン・教室です。当協会の加盟校一覧ページに掲載がされています。加盟校は使用関係のない個人事業主又は法人です。詳しくは「加盟校入会審査及び利用規約」をご確認ください。
3. 「趣味校」とは、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを取得し、「加盟校入会審査及び利用規約」を通過し、当協会のホームページに掲載をしている個々の自宅サロン・教室をいいます。当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースのご受講は頂けません。詳しくは「趣味校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。
3. 「本コース」及び「コース」は、加盟校で受講できる当協会の検定実技講座又は資格実技講座、その他当協会サイトに掲載されている講座をいいます。
4. 「契約」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コース受講のお申込みをすることをいい、「契約確定」とは、契約金額の支払いが加盟校で確認できた時をいいます。お支払方法は加盟校により異なります。必ず契約前にご確認下さい。お振込完了時点よりご契約確定ならびに利用規約に同意がされた事となります。
5. 「受講生」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを受講している生徒をいいます。
6. 「指導者」とは、加盟校は受講生に当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを指導する者をいいます。
7. 「当協会サイト」とは、当協会が運営する下記ホームページをいいます。
8. 本規約の用語は「加盟校入会審査及び利用規約」ならびに「趣味校入会審査及び利用規約」にも適用されます。

PC・スマートフォンURL

<https://www.jfla.jp/>

第2条 (入会・契約)

1. 受講生は本規約及び「個人情報の取扱いに関する方針」を遵守する義務を負うものとします。ご利用規約を遵守いただけない方のご利用は固くお断り致します。お振込みが完了時点でご契約完了ならびに利用規約に同意がされた事となります。
2. 入会は、本規約の理解をはじめ、入会手続き、及び契約手続き、ならびに契約コースの授業の参加等の行為が日本語で可能である方を対象とします。但し、加盟校指導者が外国語を話すことができ、受講生と意思疎通が出来る場合は日本語が可能でない場合も許可します。但し、それらに対し当協会は一切の関与をせず責任を負いません。教材・書類等も全て日本語となります。入会を希望する方は、加盟校で身分証の提示及び入会時点の氏名・生年月日・居住先・連絡先の登録等、入会の申込み手続きをしてください。なお、入会、契約は申込者本人が手続きするものとします。尚、入会時に記載した住所宛に資格証・合格証等をお送りいたします。
3. アレルギー症状等(花等)の経験がある方は自己の責任において受講が可能かをあらかじめ判断の上、入会申込みをしてください。
4. 受講は、20歳以上の成人の方を対象とします。
5. 本コースのうち対象者限定、期間限定、加盟校限定等の特定のコースにおいては、対象の年齢や性別、開講加盟校等が本規約と異なる場合があります。
6. 受講生は契約時に、加盟校にお支払い方法をご確認下さい。お支払い方法は加盟校により異なり、当協会はお支払い方法やお支払いにおけるトラブル等の一切の責任を負いません。
6. 入会時の契約の支払いには、コース代金をいただきます。コース代金は加盟校へお支払いとなり、お支払い方法や支払い回数は加盟校により異なり、加盟校にご確認下さい。加盟校支払いに関する事項は当協会は一切関与せず、トラブルが生じた際の一切の責任を当協会では負いません。別途試験料金・合格証明書・資格証発行料金・事務手数料料金はコース修了後に当協会が指定する銀行口座へ受講生がお振込頂きます。また、当協会の銀行振込における手数料は受講生が負担するものとします。
7. 加盟校では、特定の期間、新規受講生等を対象としたキャンペーン等のサービスを実施している場合があります。これら各種サービスについては、申込時に事前に指導者までその適用の申告をしてください。契約後の申告は承れない場合がございます。また、本サービス内容に関して当協会は一切の関与をせず、トラブル等が生じた際の一切の責任は当協会では負いません。
8. 当協会は、「WEB記載やメール、その他」において提供する情報に関して万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。WEB記載・メール・その他の当協会での情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当協会は一切責任を負うものではありません。また、当ホームページの情報を加工、再利用および再配信することを固く禁じます。
9. 当協会は、システムの定期保守や緊急保守を行う必要がある場合、またその他の理由で必要があると判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止などの必要な措置を取ることができます。この場合に利用者に損害が生じて、当協会は一切の責任を負いません。
10. 下記に該当する場合は入会及び契約をお断りいたします。
  - (1) 本規約への同意が得られない場合、または同意が得られないと当協会が判断した場合
  - (2) 健康面、安全面、衛生面等の観点から、適正なサービスの提供を確保できないおそれがあると当協会が判断した場合
  - (3) コースの内容の把握せず契約を希望する場合

(4) その他、不適切だと当協会が判断した場合

(5) 当協会の運営を妨害したとき。

(6) 過去に規約違反等により利用資格が取り消された事が判明したとき。

(7) 当協会、当協会従業員、加盟校、趣味校、その他の第三者や関係者に対する乱暴な言動、呼び出し、脅迫、危害の恐れ、不当な要求行為が行われたとき。

(8) 反社会的勢力、反市場勢力ならびにその他その構成員、関係、またそのおそれがある者であると判断した場合には東京都暴力団排除条例に基づきご契約完了後であっても、強制解約をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、解約後の清算は第6条に準じます。

#### 11.卸会社

卸会社契約数は下記の通りです。当協会契約出来る卸会社名は事前の公表を行っておりません。お問合せ頂いてもご回答できません。試験合格後、資格証又は合格証郵送時に合わせて送付しております。既に契約がしてある場合や卸会社都合により契約が出来なかった場合等による一切の責任を当協会では負いません。また、2級検定実技講座及びインテリアアレンジメント実技講座は同じ卸会社の契約先となりますので重複してご受講頂いた場合でも1社しか契約頂けません。1社限りとなります。当協会では卸会社入会時に費用は発生致しませんが、卸会社の契約上、卸会社により年会費が別途発生する場合がございます。契約に伴う不明点は卸会社へ直接お問い合わせください。

(1) 2級検定実技講座：1社に限り契約頂けます。

(2) 1級検定実技講座：追加で1社に限り契約頂けます。

(3) インテリアアレンジメント実技講座：1社に限りご契約頂けます。

(4) キャリアアップ実技講座：ご契約頂けません。

#### 12.加盟校として活動する条件

当協会サイトより「加盟校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。

#### 13.趣味校として活動する条件

当協会サイトより「趣味校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。

14.各コースには、契約月より起算した受講可能な有効期限が定められており、受講生自身が管理するものとします。通学期限は、あらかじめ定められた有効期限とします。有効期限は、各種サービス、解約等により変更になる場合があります。有効期限を超過（有効期限切れ）した場合、受講権利等のコースに関わる一切の権利が失効します。権利が失効したコースの受講、期限の延長、解約、返金等はいかなる場合も一切応じかねます。但し、コース内容により有効期限を延長出来るサービスを実施している場合がございます。必ずご確認の上、ご契約ください。

#### 15.不合格の場合の補修について

各コースには試験があり、試験は不合格になる場合がございます。不合格の場合は一週間以内に加盟校にて補習を受ける必要があり、補習後に合格証や資格証発行料金・事務手数料のお支払いのご案内を致します。但し遠方で通学が困難な場合は当協会が許可した場合に限り通信教育に補修が可能です。※遠方の方や短期集中クラスの方は当協会が許可した場合に限り、補修料金より3,240円の追加料金で通信教育補修が可能です。ご自宅で補習作品を送り頂き、当協会へご返送頂く形となります。

#### 第3条（コース、サービス等に関する規定）

1. 受講生に付帯する以下を含む一切の権利義務は、受講生本人に帰属し、第三者に貸与、譲渡、売却及び第三者が代行することは出来ない場合も一切できません。

(1) 解約の申出をする権利及び解約精算金の支払義務

(2) 本規約に基づく所定の請求に対する支払義務

(3) 健康面、安全面、衛生面等において、通学及び受講が可能であるかの判断義務

(4) その他、当協会が認定した権利義務行為

2.当協会のコース内容又は加盟校のサービスにおける提供の方法、内容（価格、有効期限、コース、開講スケジュール、授業時間等）は、加盟校サイトに別途定めるものとし、受講生はこれを自ら確認、管理するものとします。なお、予約可能なコース及び内容（開講スケジュール、授業時間帯）サービスは、加盟校等により異なる場合があります。当協会のコース内容は当協会サイトでもご確認いただけます。

3. 当協会のコース内容及びサービスのすべてにおいて、諸事情により変更する場合があります。変更の場合は当協会サイトにて掲載が完了した時点で受講生より承諾を得たものとします。

5. 当協会が提供する各種WEBサイト等におけるサービス（お問合せ等）を利用するためのソフトウェア、ブラウザ等は、当協会水準に準ずるものとし、変更が生じた場合も同様とします。また、本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当協会は何ら責任を負うものではありません。

6.当協会は、加盟校のリンク先の内容について、情報の完全性・正確性、第三者の権利の非侵害性に対して一切の保証を与えるものではありません。万一、リンク先のご利用、もしくはご利用できないことにより何らかの損害が発生した場合も、当協会は何ら責任を負うものではありません。

7. 当協会は、専用コンテンツにおける各種サービスまたは各種情報の提供、またはその遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他リンク先に関連して発生した加盟校指導者または第三者の損害について、一切の責任を負わないものとします。情報の閲覧やサービスの提供を受けるにあたっては、法令上の義務に従った上、加盟校指導者の責任においてご利用ください。

8. 当協会は、加盟校に掲載されているリンク先は事前の予告なく変更もしくは削除することがあります。また、リンク先の運営を予告なしに中断または中止を要請することがあります。これらによって生じるいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。

9. 当協会は、リンク先からリンクしている他のWEBサイトに含まれている情報、サービス等については、一切関知しておらず、一切の責任を負わないものとします。リンク先のWEBサイトは、そのWEBサイトが掲げる条件に従い、指導者の責任においてご利用ください。加盟校リンク先に関する情報は「加盟校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。

#### 第4条（予約・通学・受講に関する規定）

1. 通学に伴い天災・事故・病気・怪我・慶弔・電車遅延・交通渋滞等いかなる理由であっても加盟校によりキャンセル料が発生する場合がございます。キャンセル料の発生の有無は加盟校により異なります。必ずご確認の上、お申込みください。

2. 次の場合には、受講をお断りいたします。受講を再開出来る判断は当協会規定によるものとします。

(1) 登録や支払いに関連する不備がある場合（所定の登録が完了していない、授業料・キャンセル料・解約精算金等、当協会へ未払いがある等）

(2) 違反行為等による場合（本規約に違反する行為、公序良俗に反する行為、当協会従業員、関係者、会員等に対する著しい迷惑行為等）

(3) その他、サービスの提供が困難と当協会が判断した場合

3. 以下を含む予約全般に関する規定は、加盟校においてあらかじめ確認するものとします。

受講権利は契約確定の時より発生するものとします。なお、授業の予約システムは加盟校により異なります。必ずお申込みの際に各加盟校にてご確認の上、お申込みください。加盟校で予約またはキャンセルの手続き不備により生徒に不利益が生じた場合でも、当協会は何ら責任を負うものではありません。

4. 以下を含む通学、受講全般に関する規定は、本規約をはじめ入会時にお渡しするパンフレット及び当協会サイト、加盟校サイトにおいてあらかじめ確認するものとします。

(1) お申込みした加盟校へ通学ください。

(2) 支払い方法や支払い回数、受講順序、コースごとの開講月等の設定は、加盟校にて別途定めるものとし、受講生はあらかじめこれを確認、承諾するものとします。

(3) 受講に際しては、加盟校及びコースにより所定の持ち物があります。お申込みの際に加盟校よりお伝えいたします。受講の際には各自忘れずにご持参ください。

(4) 通学途中・レッスン・その他の事故・トラブルについては、いかなる場合も当協会は一切の責任を負いません。

(5) アレルギー症状等（かぶれ等も含む）の経験のある受講生は、自己の責任においてコースのメニュー及び加盟校で使用の備品（花やハサミ等）をあらかじめ確認し、受講が可能かの判断をするものとし、当協会では管理しないものとします。万一アレルギー等を発症した場合も、当協会では一切の責任を負いません。

(6) 病院で感染症等の診断、もしくはそれに等しい症状を発している等、健全な受講が困難と予測される場合は、受講生が自己の責任において授業予約をキャンセルするものとします。また、やむを得ず加盟校内で発症に気付いた場合は、速やかに指導者へ知らせるものとします。

(7) 休講日、授業スケジュール等は加盟校により異なります。あらかじめ加盟校指導者よりご確認ください。また、コーススケジュール及び担当指導者等は加盟校の諸事情により変更することがあります。変更に伴い生じた場合に不利益やトラブルが生じた場合も当協会では一切の責任を負いません。

(8) コースの提供は、実技レッスンを目的とします。当協会が授業の提供が正常に完了したと判断した場合に当該授業を受講済みとみなします。お支払いした費用の返金は一切いたしません。当協会の加盟校を目的とした受講で審査に通過をしなかった場合や希望にそぐわない内容等の理由による一切の返金を当協会では負いません。費用の返金も一切いたしません。

(9) 当協会は、本コースにおいて信頼できる実技レッスンを利用者へ提供すべく努力をしていますが、本コースを通じて入手できる技術・知識に関する完全性、正確性、最新性、作品の風合い、作品の色味、その他が受講生または受講予定者の希望または期待を満たす適切なものであることについて一切保証をしないものとします。受講生・受講予定者自身の責任でご受講下さい。

(10) 加盟校通過後にご購入頂けるキット料金(当協会が許可した検定実技講座又は資格実技講座のキット)の事前公開はしていません。加盟校審査に通過した者のみにキット料金の開示をしております。

5. 加盟校及び受講時等における禁止事項は次のとおりとし、該当する行為が認められた場合は、受講途中でなくても退出していただく場合があります。但し、当協会や加盟校が不適切だと判断した場合、強制退会をして頂く場合がございます。

(1) 受講中の受講者以外（受講者が未成年の場合の親権者を含む）の同席、試食、及び加盟校内での見学、待機

(2) 当協会と関連のない活動（営業、勧誘等）

(3) 当協会の許可のない録音、録画、撮影及び消耗品、機器、器具等の持ち込み、使用

(4) 当協会従業員の私的交流

(5) 加盟校指導者と受講生の私的交流に対し当協会は一切の関与を致しません。趣味校にも当然の通り一切の関与を致しません。また、趣味校や加盟校、受講生、第三者、関係者による論争を仲裁することはできません。論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校、第三者、関係者はそれらに従うものとします。論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者はそれらに従うものとします。

(6) 契約をした受講生本人以外による受講（なりすまし行為）

(7) 加盟校内の喫煙、食品の飲食。但し、加盟校が許可した場合は除く。

(8) 怪我もしくは疾病期間中の受講（安全面、衛生面において支障がないと加盟校が判断した場合は除く）

(9) 健康面、安全面、衛生面等において加盟校が望ましくないと判断する状況、行為

(10) その他本規約に違反する行為、及び本規約に係る禁止事項、禁止行為及び社会通念上、不適切と当協会及び加盟校が判断する状況、行為等

## 第5条（届出事項の変更・通知書等の送付）

1. 受講生は、氏名・住所・連絡先・Eメールアドレス等、資格証や合格証の郵送前に登録情報に変更が生じた場合は、変更後速やかに当協会より変更手続きの問い合わせを以下のメールアドレス宛にするものとします。

日本花資格協会事務局 info@jfla.jp(問い合わせ時間より通常72時間以内にご返信致します。内容によってはご返信が出来ない場合やお時間を頂く場合がございます。)

2. 当協会は、何らかの理由により受講生へ通知する事項のある場合は、受講申込書に登録情報にある届出住所（日本国内に限る）または受講生個人のEメールアドレスを利用します。下記のいずれかの理由により受講生宛での通知やその他の送付物が延着、または到着しない場合、通常到達すべき時に受講生に到達したものとみなします。これにより受講生が不利益を被った場合も、当協会は一切の責任を負わないものとします。

通知する時点で前項の届出をしていない場合/不在または受取を拒絶し送付物が当協会へ返却された場合/ドメイン設定等、会員の使用端末等に起因する場合

## 第6条（解約）

万一、当規約、法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと当協会又は加盟校が判断した場合、当協会は何ら通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、各加盟校への立ち入りを禁止する場合があります。なお、解約に伴う返金額は、第6条を準用いたします。

1. 解約は、通学期限内且つ受講残があるコースに限り承ります。解約を希望する受講生は第1号または第2号の内、該当する申出をしてください。当協会は受講生からの解約申出日より、早期解約または途中解約のいずれかを適用し申し受けします。当協会は、申出方法の相違及び受付期間の超過等、当該規定と異なる解約申出はいかなる場合も受付しないものとし、受講生はこれをあらかじめ承諾するものとします。

### (1) 早期解約

契約日を含め7日以内（以下「早期解約期間」）且つ契約手続きを同じくするコースすべてを解約する場合に限り早期解約を承ります。早期解約を希望する生徒は下記いずれかの方法で申出をしてください。当協会が早期解約を申し受けた場合、次項に係る精算を実施します。なお、契約内の一部のコースを解約する生徒は、解約申出日に関わらず途中解約の申出をしてください。

①書面による申出 早期解約期間の消印で下記手続き方法に沿って完成させた葉書を簡易書留郵便で提出する。

<手続き方法> 葉書へ住所・氏名・会員番号・契約日・加盟校・契約担当者名・契約コース・契約金額・解約理由・早期解約の旨を明記する。

宛先 〒157-0074 東京都世田谷区大蔵6丁目3番10号 一般社団法人日本花資格協会 解約受付係 行

②電話による申出 早期解約期間且つ申出先の営業時間内に加盟校へ早期解約の旨を申し出る。

・加盟校（電話番号、営業時間、休業日等は加盟校指導者へご確認ください）

③来店による申出 早期解約期間且つ営業時間内に加盟校へ早期解約の旨を申し出る。

※早期解約の申出は、営業時間、電話混雑等の不都合のない上記「①書面による申出」を推奨します。

### (2) 途中解約

当協会は、契約日を含め8日以降且つ通学期限内に解約する場合は途中解約を承ります。途中解約を希望する受講生は下記方法により解約申請書を提出してください。当協会は解約申請書を受理した場合、次項に係る途中解約の精算を実施します。なお、途中解約は未受講の有無に関わらず当協会所定の解約事務手数料を負担いただきます。解約に係る事務手数料は、途中解約をするコースごとに、期間限定等特定のコースはコース内に含まれるレッスンカテゴリごとに10,800円（税抜）を上限として解約申請書において別途定めるものとします。

①受取方法 契約をされた加盟校へ来店のうち、氏名・電話番号・住所を告げ解約申請書を所望する旨を申出。当協会より途中解約申請書を郵送します。

②提出方法 申請書に記載の事項に同意のうち、記入、捺印をした「日本花資格協会提出用」を、同書に記載の送付先へ簡易書留郵便で提出する。

※封筒、郵送料は会員負担とします。

※上記申請書の提出は郵送に限ります。来店による提出は承れません。また、電話等、上記申請書以外の受付はいかなる場合も応じかねます。

2. 当協会は、前項に係る解約において以下のとおり精算を実施します。

### (1) 解約受付から精算確定

当協会は解約受付日を早期解約書面及び解約申請書による申出は当該書類が当協会に到着した日、早期解約に限り、電話、来店による申出は当協会が受講生から申出を受けた日とし、解約受付日より原則1カ月以内に次号に係る精算を実施し、解約精算金の算出をもって精算を確定します。（災害、金融機関及び事務処理上の都合等、やむを得ない事情により精算処理が遅れる場合はこの限りではありません。）なお、解約を受付した契約に授業予約がある場合、生徒に断りなくその予約をキャンセルするものとします。

### (2) 精算方法

精算は下記精算方法により契約単位で実施します。

①早期解約 支払済金額－当協会請求金額〔未受講料金＋授業キャンセル料〕＝解約精算金（返金または請求）

②途中解約 支払済金額－当協会請求金額〔未受講料金＋解約事務手数料＋授業キャンセル料〕＝解約精算金（返金または請求）

また、当協会契約に付随する特典及びサービスがある場合は受ける権利を失効いたします。

③未受講料金項目における注意事項

未受講料金とは、対象契約において解約コース料金より未受講料金から受講済料金をマイナスし、算出した合計金額となります。例えば、12単位18万円のコースの場合は18万円を12で割り、1単位のレッスン料金を算出。(1単位受講済の場合は18万円からマイナス1,5万円をします。)18万円から既に受講した単位をマイナスした料金を未受講料金とします

### (3) 精算完了

当協会は精算確定の後、返金の場合は受講生指定の日本国内の金融機関口座へ返金のうえ返金明細を、請求の場合は請求書を受講生宛てに通知します。当協会が返金明細を送付、または解約精算金の支払いを確認した時点をもって精算完了とします。受講生は、精算完了まで解約申請書及び郵送の控えを保管してください。早期解約において解約精算金がない場合、当協会が解約受付をした日より7日後をもって精算完了とし当協会からは何ら通知をしないものとします。早期解約における証明の保管を希望する生徒は、前項第1号に係る早期解約を同号①により内容証明郵便を使用し申出するものとします。

3. 次の各号に該当する場合は、解約適用外とします。

- (1) 解約精算金の請求または返金が生じる解約で日本国内に居住先がない生徒
- (2) 解約精算金の返金が生じる解約で日本国内に本店を有する金融機関口座の開設がない生徒
- (3) 一部の特定のコース（この場合、専用規約等、別紙にて契約時にあらかじめ生徒の同意を得ることを前提とする）

## 第7条（禁止行為）

1. 当協会は、次に該当する行為はいかなる場合も一切禁止いたします。

- (1) オリジナル作品のイラスト、写真、教材、デザイン、商標、ロゴマークを複製、技術、知識、撮影、転載、インターネット等で第三者へ公開すること。使用権又は利用権を第三者に譲渡、貸与もしくは売却又は再許諾すること
- (2) 当協会が提供したすべての著作物（原本、複製問わず）やオリジナル作品、その他を第三者に譲渡、貸与もしくは売却（インターネットオークション出品含む）すること
- (3) 当協会の商標・ロゴマーク・その他のオリジナルデザイン（印刷物・ホームページ素材等）の個人使用や当協会に何ら関係のない目的で利用・使用すること

## 第8条（個人情報情報の取扱い）

当協会が取得した受講生の個人情報情報の取扱いについては、別紙に定める「個人情報情報の取扱いに関する方針」に準ずるものとします

## 第9条（その他制限・注意事項）

1. 当協会は、加盟校における制限・注意事項を次のとおりとします。

- (1) 受講生の所有品（貴重品を含む）は、受講生の責任において管理してください。加盟校にて紛失、盗難、破損等が生じた場合も、当協会は一切の責任を負いません。
- (2) 忘れ物の保管期間は、加盟校により異なります。加盟校にお問い合わせください。
- (3) 加盟校の動画、静止画の撮影をする場合は、あらかじめ加盟校指導者の許可を得てください。また、自己の作品以外を撮影する場合、あらかじめ撮影対象者または作品の作成者（以下「対象者」）の許諾を得てください。撮影した画像は、当協会及び対象者が容認した範囲内に限り使用できます。前述に関わらず、当協会のコース受講中の写真撮影、動画撮影、肖像権、著作権等、第三者の権利、利益を侵害する行為は一切禁止します。
- (4) 受講生が授業中に怪我をした場合、その入院、通院に対して当協会は一切の責任を負いません。各加盟校にてお問合わせ下さい。

2. 当協会は、受講コースで作成したフラワーアレンジメント・ブーケ・リボン・コース内容の作品、その他等（以下総じて「作品」）における制限・注意事項を次のとおりとします。

- (1) 当協会サイト及びパンフレットに掲載の作品はあくまでもイメージであり、授業内における作品とは色、形等が異なる場合があります。
- (2) 本規約第4条第4項第8号に係る提供がなされていると当協会が判断した場合は、作品の仕上がり如何に関わらず当該授業は完了したものとします。
- (3) 作品は作品を完成させた個人に限り、下記のとおり持ち帰りができるものとします。但し、持ち帰りが適切でないと当協会が判断した場合はこの限りではありません。

①当協会が持ち帰りを推奨する場合 ②生徒が持ち帰りを希望する場合

(4) 作品の管理は、完成した時点から作成者である受講生個人の責によるものとし、いかなる場合も当協会は一切の責任を負わないものとします。

3. 当協会は、上記以外の制限・注意事項を次のとおりとします。

- (1) 当協会は、公平なサービスを期すため個々の受講生の事情による希望等、当協会所定外の対応はいかなる場合も応じないものとします。
- (2) 当協会は、加盟校リニューアル及び施設閉鎖等、諸事情により加盟校をクローズする場合、告知及受講生の承諾は加盟校サイトに掲載をした時点で得たものとします。
- (3) 当協会は、必要に応じて本規約の全部または一部を変更する場合があります。その場合、変更した本規約を当協会サイトに掲載した時点で受講生の承諾を得たものとします。
- (4) 各種イベント等、当協会が提供する他のサービスにおける取扱いは、サービスごとに別途定める規約及びルール等によるものとします。利用者は当該サービス所定の規約にあらかじめ同意してください。
- (5) 当協会は、受講生がアルコールを摂取し車両等を運転し通学することを固く禁じます。

#### 第10条（強制解約・強制退会）

1. 本規約に違反する行為、及び本規約において禁止、制限をしている行為、その他以下の事由に該当、もしくはそのおそれがあると当協会が判断する行為が発覚した場合には、当協会は会員に断りなく保有するコースの全部または一部を解約することがあります。なお、解約後の精算は本規約第6条第2項に準じます。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害に結びつく行為
- (2) 当協会のコース受講中の写真撮影や動画撮影
- (3) 詐欺その他不正に利益を得ることを目的とした行為
- (4) 他の会員及び当協会従業員、当協会加盟校指導者、関係者に不快感、迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれのある行為（差別、誹謗中傷、名誉及び信用を棄損する行為、奇声を発する、大声を出す、暴言を吐くなどの行為、つけ回し、待ち伏せ行為、破廉恥行為、犯罪的行為等）
- (5) 性風俗の宣伝、営業活動
- (6) 特定の宗教、政党及び思想信条に基づく言論、勧誘、活動（ビラ配り等）
- (7) 法令に違反、または違反するおそれのある行為
- (8) 加盟校における各種サービスの趣旨から著しく逸脱した行為
- (9) アルコールや薬物の過剰摂取
- (10) 当協会の契約に関わる支払いを1カ月以上滞納した場合、または支払いの見込みがないと協会が判断したとき
- (11) 健康面、安全面、衛生面等の確保が危ぶまれる状況、行為
- (12) その他当協会が社会通念上、不適切と判断する行為

2. 前項の規定に基づき解約された受講生が、なおその事由を解消しない場合、当協会は受講生に断りなく退会の措置をとることがあります。この場合、受講生は、保有するコースの受講権利、当協会サイトの利用、その他の一切のサービスを受ける権利を喪失するものとします。

3. 前二項にかかわらず、事由の重大性、緊急性その他の事情を鑑みて当協会が必要と判断した場合は、第1項の措置を経ることなく、第2項の措置を講じることがあります。なお、コース代金等の精算の必要があるときは本規約第6条2項に準じます。

#### 第11条（受講予定者規定）

1. 当協会は、受講生に提供する契約及び受講等を除く一部の体験レッスンやその他サービスを受講予定者に提供いたします。サービスの詳細は当協会サイト・加盟校サイトに定めるものとします。
2. 受講予定者で体験レッスン等を希望の場合は、加盟校で身分証を提示のうえ、氏名・性別・生年月日・郵便番号・連絡先・Eメールアドレス等、所定の事項をご記入ください。
3. 受講予定者は、本規約において契約及び受講に関する規定等、該当しない事項を除き、受講生と同様に本規約を遵守するものとします。
4. 受講予定者は、契約及び受講を希望する場合、自己の責任においてあらかじめ本規約を確認、同意のうえ、加盟校で受講の申込みをしてください

#### 第12条（規約の変更）

本規約の改定はその都度、当協会サイトに掲示し、変更はその掲示時点で効力を生じるものとします。この場合、利用者は、改定後の規約に従っていただきます。当協会はいつでもお客様への事前、事後の通知無しに本契約を変更することができます。改定後は改定された内容になりますので、定期的に最新の内容をご確認ください。

#### 第13条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約は、日本法に基づいて解釈されるものとし、本規約や本サービスの利用につき、訴訟の必要が生じたときには、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

尚、当協会ではお取引上やお取引過程での問題で当協会担当者の対応でご納得頂けない節や訴訟を含め、法的解釈・解決を要すると当協会が判断した場合、当協会顧問弁護士に一切の対応を委任いたします。尚、加盟校・趣味校で発生した問題等の一切の責任を当協会は負わないものとし、受講生・卒業生・加盟校指導者・趣味校は当協会に対し何ら請求も行わないものとします。

#### 第14条（問い合わせ）

本規約の内容及び日本花資格協会に関するご不明な点、ご質問につきましては、加盟校までお問い合わせください。